

SDGsの達成に資する取組との政策・施策間連携

- 「SDGs未来都市」に選定された地方公共団体が、「SDGs未来都市計画」に基づき行う取組を促進するため、**地域未来交付金（地域未来推進型）**を活用して行う事業について**申請可能事業数の上限を超える申請を可能とする。**

- ▶ 内閣府地方創生推進室及び内閣府地方創生推進事務局の取組

内閣府地方創生推進室の取組

SDGs未来都市の選定

地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組の提案を公募し、「SDGs未来都市」を選定する。

選定された都市は、国とも連携しながら提案内容をさらに具体化し、「SDGs未来都市計画」を策定し、取組を積極的に実施する。国は、SDGs未来都市の取組の円滑な実施に向けて、選定都市への各省庁の支援施策活用等の助言や、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

地方公共団体によるSDGsの達成に資する取組を地域未来交付金により支援

地域未来交付金の取組

地域未来交付金（地域未来推進型）

上記の地方公共団体が作成する「SDGs未来都市計画」に記載された事業について、**申請可能事業数の上限を超える申請を可能とする。**

（想定される事業例）

経済、社会及び環境の三側面における地域資源を活用した産業振興、循環型社会の形成、まちの賑わいの創出、移住・定住促進や観光振興等に関する事業。